

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 5 月 18 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600434 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700020 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成16年7月20日は12万円、平成17年6月15日は11万8,000円、平成18年7月7日、平成19年7月4日及び平成20年7月4日は13万円に訂正することが必要である。

平成16年7月20日、平成17年6月15日、平成18年7月7日、平成19年7月4日及び平成20年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月20日、平成17年6月15日、平成18年7月7日、平成19年7月4日及び平成20年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年7月20日
② 平成17年6月15日
③ 平成18年7月7日
④ 平成19年7月4日
⑤ 平成20年7月4日

A社から、請求期間①から⑤までにおいて賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていました。しかし、請求期間①及び②については、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっており、請求期間③、④及び⑤については、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間の全てにおいて、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A社から提出された請求者の当該期間に係る「支給月別一覧表」（写）及び「賞与夏期分給料台帳」（写）並びに同社の回答により、請求者は、当該期間

において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑤までの標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記の「支給月別一覧表」(写) 及び「賞与夏期分給料台帳」(写) により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 12 万円、請求期間②は 11 万 8,000 円、請求期間③、④及び⑤は 13 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したが、請求期間③、④及び⑤に係る請求者の当該賞与支払届は社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、請求期間①から⑤までの厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600388号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700021号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成14年1月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年1月から同年9月までの標準報酬月額については、18万円から24万円とする。

平成14年1月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成14年1月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年1月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が18万円となっているが、給与明細書の支給額と異なっている。当時、私が勤務していたA社における労働条件通知書の写し、給与明細書の写し及び預金通帳の写しを提出するので、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は18万円と記録されているが、請求者から提出されたA社における労働条件通知書の写し及び給与明細書の写し並びに日本年金機構C年金事務所の回答により、請求者の同社における資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は24万円と認められ、請求者は、当該標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成14年1月から同年9月までの期間について、請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600401 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700019 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 59 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 25 年 12 月 25 日から平成 26 年 7 月 1 日まで

私は、入社時に、A社の営業担当者より、就業 2 か月経過後（平成 25 年 12 月 25 日）から社会保険の加入となる旨の説明を受け、それを了承し、平成 25 年 10 月 25 日から同社の派遣社員として介護施設に勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成 26 年 7 月 1 日となっており、請求期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主の回答、事業主から提出された雇用契約書（兼）就業条件明示書（写）及び派遣元管理台帳（写）並びに請求者から提出されたA社に係るタイムシート（写）から、請求者が請求期間において、同社の派遣社員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主は、「請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していない。」と回答している上、事業主から提出された賃金台帳（写）及び請求期間当時、請求者が住民登録していた区役所から提出された住民税課税基礎資料によると、請求期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者は、給与明細書を所持していない上、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。